

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 横版になっております第1回上小阿仁村議会定例会提出予算関係議案をお願いいたします。

1ページでございます。議案第1号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

次のページ、専決第1号ということで平成25年1月21日付け専決でございます。内容について次のページから説明いたします。

平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算（第7号）

平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算のうち歳出予算を組み替えるものとする。

次、7ページでございます。今回のこの専決処分につきましては、豪雪によりまして除雪費の不足が見込まれたことによる専決でございます。

歳出の2款 1項 13目財政調整基金費3,430万円の減額補正でございます。これは財源として基金を減額したものでございます。

8款 2項 1目道路維持費3,430万円の追加でございます。賃金が、臨時運転賃金300万円、需用費として燃料費290万円、修繕料100万円。13節委託料、道路除排雪委託料2,520万円。14節使用料及び賃借料、除排雪機械借上料220万円、それぞれ追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 採決

○議長（武石善治） 議案第1号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について、承認を求めるところを採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第6 議案第2号から日程第17 議案第13号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第6 議案第2号 平成25年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第17 議案第13号 平成25年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、12件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております12件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることにして、説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長（武石善治） 議案第2号から議案第13号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第14号から日程第28 議案第24号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第18 議案第14号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第28 議案第24号 平成24年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 先ほどの議案の7ページでございます。

議案第14号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算（第8号）

平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,542万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億819万9,000円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。今回の補正、歳入歳出を通じまして実績による減額が主なものでございます。従いまして、減額につきましては、金額の大きいものだけ説明させていただきます。

13款 1項 1目民生費国庫負担金が864万2,000円の減額でございます。障害者自立支援給付費等負担金、実績見込みによる減でございます。この内訳の中で大きいものとしたしましては、施設分に係るもの634万5,000円の減額でございます。

次のページ、13款 2項 4目土木費国庫補助金140万円の追加でございま

す。これが社会資本整備総合交付金道路点検分として140万円でございます。これについては、歳出土木費で行う路面形状調査の財源でございます。事業費240万円のうち、200万円が補助基準額、そのうちの70%補助ということで140万円の国庫補助金でございます。

次のページ、6目総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金48万円でございます。ただ今説明いたしました路面形状調査の補助金の残額60万円につきまして、さらにその80%48万円が、国庫補助金としてついたものでございまして、これは国の補正予算による追加でございます。

13款 3項 1目総務費委託金9万2,000円の追加、これは外国人登録事務費でございまして、今年度に法律の改正がありまして、事務費が増額されたことによるものでございます。

14款 1項 1目民生費県負担金760万1,000円の減額、社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費等負担金。先ほどの国庫負担金に対応した県費分でございます。4節子ども手当県負担金80万3,000円の増額、実績見込みによるものでございます。

次、19ページでございます。7目労働費県補助金807万2,000円の減額、これは緊急雇用創出臨時対策基金事業費の減額でございます。これは実績見込みによる減でございます。

歳出の減額もありますけれども、大きいものとしては、働きながらホームヘルパーに2級資格取得事業379万4,000円。農産加工品生産事業279万7,000円の減額が大きいところでございます。

15款 2項 1目不動産売払収入423万8,000円の追加でございます。造材売払収入149万4,000円の減額。これは五反沢字多々羅沢収入間伐実績による減。それから春沢大滝沢線支障木の売払収入実績による増、上合地線支障木売払実績による減。これらをトータルしたものでございます。トータル149万4,000円の減額でございます。

次のページ、流木売払収入573万2,000円、沖田面の土産沢地区流木売払収入、実績による増が533万6,500円。それから分収造林の分収金39万5,892円の増でございます。

16款 1項 1目総務費寄附金30万円の減額、これはい樹い樹かみこあに応援基金寄附金ということで、ふるさと納税分、当初90万円の見込みで予算計上しましたが、実績60万円ということで30万円減額しております。

17款 2項 3目未来づくり協働プログラム基金繰入金653万9,000円の減でございます。当初、上小阿仁プロジェクト大地の芸術祭の飛び地開催を、県の未来づくり協働プログラムを活用して実施するというので、財源対策として未来づくり協働プログラムの基金をみたわけですが、事業スケジュールとの

関係で、財源とすることができなかつたということで減額しております。

次のページ、20 款 1 項 2 目過疎対策事業債 1,050 万円の減額でございます。次のページ、内訳でございます。それぞれ減額になっているものは実績による減でございます。新たに追加になりましたものは、大地の芸術祭開催事業が 520 万円。下水道長寿命化計画調査事業 130 万円が、当初予算から新たに追加になったものでございます。4 目の災害復旧事業債、これは林道と公共土木施設で追加になっております。

次、歳出でございます。25 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 8 目自治振興費 990 万 5,000 円の減額でございます。4 節共済費から 14 節使用料及び賃借料、合計いたしまして 798 万 7,000 円の減額でございます。これは年度当初、新規協力隊を募集しました。2 名分を予算計上したわけですが、応募がなかつたということで、減額させていただいております。

次のページ、基金関係、13 目財政調整基金費 6,700 万円の追加でございます。これは財政調整基金に 6,700 万円積み立てるものでございます。

次が 2 款 2 項 2 目賦課徴収費 28 万 1,000 円の増でございます。これは 23 節償還金利息及び割引料、収入過誤納還付金ということで、これについては所得税の還付申告に伴いまして、住民税についても還付する必要があるため歳出から還付するものでございます。

次のページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、13 節委託料 379 万 4,000 円の減額。これは先ほどの緊急雇用事業での実績による減でございます。

28 ページの障害者福祉費 1,578 万 4,000 円の減額でございます。大きいものといたしましては次のページ扶助費の 1,548 万 5,000 円の減額。これについては障害者居宅支援費、施設支援費、一時支援事業給付費等、それぞれ実績による減でございます。

32 ページ、4 款 3 項 1 目診療所諸費でございます。19 節負担金補助及び交付金、負担金として旧北秋田市上小阿仁村病院組合 3 万 6,000 円の追加でございます。病院の一部事務組合は解散いたしましたけれども、県の人事委員会の不服申し立てについての決定がまだ終了していないため、この事務費について負担するものでございます。総額 45 万 2,000 円のうち、村負担率 7.89%分を負担するものでございます。

次の 33 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費、13 節委託料 400 万 3,000 円の減額。このうち農産加工品生産事業委託料 14 目 279 万 7,000 円は、先ほどの緊急雇用関係の精算による減でございます。

次、36 ページ、6 目中山間地域総合整備事業費 639 万 6,000 円の減でございます。これは実績による減でございますが、6 年間の継続事業として行われて

きました中山間総合整備事業、この平成24年度をもって終了いたしまして、その最終精算でございます。

次、39ページ、8款 2項 1目道路維持費、13節委託料240万円、これが村道路面形状調査委託料240万円でございます。これは社会資本整備総合交付金受けまして行う道路の点検でございます、このあと説明いたしますが、25年度に予算繰り越しするものでございます。18節備品購入費618万1,000円の減、除雪機械、実績による減額でございます。

次、46ページ、10款 5項 4目健康増進施設管理費、15節工事請負費429万9,000円の減額、うち屋根外壁改修工事が424万3,000円の減額、これは実績による減額でございます。

次のページ、11款 1項 1目農地農業用施設災害復旧費116万2,000円の減額でございます。国庫補助事業として実施いたしました平成24年4月の暴風雨による比内鶏パイプハウスの復旧、同じく暴風被害による村単補助事業として行いました比内地鶏素雛購入費補助事業、これの精算によるものでございます。次の林道施設災害復旧費100万円の減額でございます。工事請負費の減でございます。林道春沢線の実施設計を受けた工事費の確定による減でございます。なお工事費につきましては、平成25年に繰り越して実施することになります。

11款 2項 1目公共土木施設災害復旧費、これは財源更正でございまして、一般財源を減額して地方債を財源とするものでございます。これは村道上仏社大台線に掛かる予算でございます。

次に戻っていただきまして11ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。これは平成24年度予算に計上いたしまして、執行を25年度に繰り越すということで、3月の議会で、このような手続きをする必要があるものでございます。8款土木費の道路橋梁費、社会資本整備総合交付金、道路点検、これについては、先ほど土木費で説明いたしました村道路面形状調査委託料を繰り越すものでございます。

次、11款災害復旧費、林道施設災害復旧費、これについては林道春沢線の工事請負費でございます。その下の公共土木施設災害復旧費360万円でございますが、これは村道上仏社大台線の工事請負費を繰り越すものでございます。

次のページ、第3表の地方債補正でございます。起債の目的が過疎対策事業債、補正前の額が、限度額9,620万円。補正後の額が8,570万円でございます。

次が災害復旧事業債、補正前0、補正後が、限度額190万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 同じく 55 ページであります。

議案第 15 号 平成 24 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。

歳入歳出の補正予算であります。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,012 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 6,297 万 3,000 円とするものであります。

最初に歳出の方から説明いたします。62 ページをお願いします。

2 款保険給付費 2 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費、これにつきましては財源更正をさせていただきたいと思っております。一般財源を国庫支出金の方に振り替えるものであります。2 目退職被保険者等療養給付費であります。170 万 2,000 円の追加補正であります。これにつきましては退職者の中に重病者がおられるということで、給付費の見込額の補正であります。3 目一般被保険者療養費であります。これにつきましては、先ほどと同様に財源更正、国庫支出金の方から一般財源の方に財源更正させていただきたいということであります。

続きまして、2 款保険給付費 2 項高額療養費であります。1 目一般の分 261 万 4,000 円の追加であります。これにつきましても実績に伴う高額療養費となります。それから、2 目退職被保険者等高額療養費であります。46 万 1,000 円の追加補正であります。これにつきましても実績に伴う追加となります。

続きまして、63 ページであります。7 款共同事業拠出金であります。1 目高額医療費拠出金 32 万 3,000 円の減額であります。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 72 万 6,000 円の減額であります。これにつきましても実績に伴う見込額ということで補正をさせていただきたいと思っております。

9 款基金積立金、これにつきましては、財源更正ということでございます。一般財源の方からその他の方に財源更正をするものであります。

次の 64 ページ、12 款予備費であります。これにつきましては歳入歳出の調整の部分を、ここで補正をさせていただいております。639 万 9,000 円の補正額であります。

次に歳入の方を説明させていただきます。戻っていただきまして 61 ページになります。3 款国庫支出金 1 項国庫負担金であります。1 目療養給付費負担金であります。839 万 8,000 円の補正になります。これは療養費の実績に伴う増額によりまして国庫負担金が増えております。

6 款県支出金 2 項 2 目県調整交付金 172 万 9,000 円の増額であります。これは普通調整交付金の県の調整分についての増額ということになっておりま

す。

以上であります。

○議長（武石善治） 診療所事務長。

○診療所事務長（石上耕作） 65 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 16 号 平成 24 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,228 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 4,150 万 8,000 円とする補正予算でございます。

詳細につきましては、71 ページからそれぞれ実績に基いて減額、追加となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 老人ホーム施設長。

○老人ホーム施設長（鈴木壽美子） 81 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 17 号 平成 24 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,082 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,533 万 4,000 円とする補正予算でございます。

内容につきましては 87 ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出それぞれ実績見込みによる補正予算となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 建設課長。

○建設課長（小林隆） 97 ページでございます。

議案第 18 号 平成 24 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 20 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,461 万円とするものであります。

内訳につきましては、103 ページをご覧ください。

歳入であります。1 款 1 項 1 目簡易水道使用料 5 万円の減額です。それぞれ地区の実績見込みによる減額でございます。

3 款 1 項 2 目基金繰入金 15 万円の減額。メータの繰入分 15 万円減額するものでございます。

次のページ、歳出であります。1款 1項 1目統合地区管理費 200 万円の追加です。13 節、16 節、33 万円の追加、それから1万円の減額、それぞれ実績見込みによるものでございます。25 節積立金にメータ更新積立金として1万円、基金積立金として200万円の追加でございます。27 節公課費、これは消費税として33万円の減額、実績によるものでございます。2目沖田面地区管理費20万円の減額でございます。11 節需用費 28 万円、12 節役務費 23 万円の減額、13 節委託料 50 万円の追加、公課費、消費税 19 万円の減額。それぞれ実績見込みによるものでございます。

1款 2項小規模水道管理費 1目統合地区管理費、補正額はございません。内訳として12 節役務費手数料、施設検査手数料3万円の減額、それから基金積立金として3万円の追加でございます。

予備費として200万円の減額でございます。予備費を充当しなかったため減額するものでございます。この大部分は積立金としてございます。

次に107ページをご覧ください。

議案第19号 平成24年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,896万4,000円とするものでございます。

内訳につきましては、初めに歳出をご説明いたしますので、114ページをご覧ください。

歳出、1款 1項 1目一般管理費20万9,000円の減額であります。これにつきましては職員人件費の減額分でございます。

戻って113ページでございます。歳入であります。

3款 1項 1目一般会計繰入金20万9,000円の減額です。これは先ほどご説明いたしました歳出の財源について一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に121ページをご覧ください。

議案第20号 平成24年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,224万4,000円とするものでございます。

内訳につきましては127ページをご覧ください。

歳入であります。1款 1項 1目下水道使用料15万円の減額です。これは

実績見込みによるものでございます。

3款 1項 1目一般会計繰入金 115万円の減額です。これは施設管理費分として減額するものでございます。

次のページをご覧ください。歳出であります。1款 1項 1目一般管理費 65万円の減額。消費税として65万円の減額です。これは実績によるものです。2目施設管理費 65万円の減額です。11節需用費、13節委託料、共に実績見込みによるものでございます。

以上であります。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 続きまして、129ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第21号 平成24年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,172万円とするものであります。

最初に歳出の方から説明させていただきます。137ページをお開きいただきます。

2款保険給付費 1項介護サービス諸費であります。これにつきましては、1目介護サービス給付費につきまして一般財源から国庫支出金の方に財源更正をさせていただくものであります。

3款地域支援事業費であります。1目介護予防事業費 231万2,000円の減額補正であります。これにつきましては、人件費の関係で異動がありましたので減額させていただいております。

次に138ページであります。2目包括的支援・任意事業費であります。83万9,000円の減額であります。これは実績による補正であります。

6款諸支出金 2目償還金 464万5,000円の補正であります。内訳といたしまして介護給付費返還金、国の分が161万7,000円。県の分が141万7,000円、それから介護システム改修事業費返還金ということで161万1,000円となっております。次のページ、6款諸支出金であります。一般会計繰出金であります。これにつきましては、国庫支出金から一般財源の方に財源更正をさせていただくものであります。

7款予備費であります。161万1,000円の補正であります。これは歳入歳出の調整を、ここでとらせていただいております。

次に歳入の説明であります。135ページに戻っていただきたいと思っております。

歳入、3款国庫支出金であります。1目の介護給付費負担金であります。こ

これは実績に伴う 161 万 7,000 円の減額補正であります。3 款国庫支出金、調整交付金であります。342 万 9,000 円、これも実績に伴う補正であります。

5 款県支出金。介護給付費負担金であります。これについても給付等の実績によりまして 141 万 7,000 円の減額であります。

次のページになります。7 款繰入金、一般会計からの繰入金であります。これにつきましては 51 万 2,000 円の減額であります。これは一般会計から事務費等の繰入れをしておりますけれども、その分の実績に伴う調整であります。

次に 147 ページをお願いします。

議案第 22 号 平成 24 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 145 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,173 万 1,000 円とするものであります。

最初に歳出の方からであります。154 ページをお願いします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金であります。これは保険料等の部分について 145 万 6,000 円を減額するものでありまして、実績に伴う納付金となっております。

次に歳入であります。前のページになります。

3 款繰入金、他会計からの繰入金ということで、一般会計で補助金等、県負担金を受けて村の負担金をプラスして繰入れをしておりますけれども、実績に伴う 145 万 6,000 円の減額ということであります。

以上であります。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 縦長の方の提出議案の方をお願いいたします。繰入れ議案について説明いたします。4 ページでございます。

議案第 23 号 平成 24 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて

平成 24 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は、職員給与費として、平成 24 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 20 万 9,000 円減額し、4,854 万 3,000 円以内とすることについて、議会の議決を求める。

提案理由といたしまして、地方財政法の規定により提出するものでございます。

続きまして、議案第 24 号 平成 24 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への

繰入れについて

平成 24 年度上小阿仁村下水道事業特別会計は、施設管理分として平成 24 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 115 万円減額し、2,667 万 5,000 円以内とすることについて、議会の議決を求める。

提案理由といたしまして、同じく地方財政法の規定により、この議案を提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 14 号から議案第 24 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 29 議案第 25 号から日程第 33 議案第 29 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 29 議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 33 議案第 29 号 上小阿仁村姉妹都市交流基金条例の制定についての件まで 5 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 6 ページでございます。

議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、識見を有する監査委員の執務実態に合わせた報酬月額に改正するため、この条例を提出するものでございます。

次のページが改正の内容でございます。特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

条例別表 1 の中に役職及びそれに対応する報酬額の表があります。その表中の監査委員の識見を有する者の項中「月額 24,000 円」とあるものを「月額 30,000 円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次のページが議案第 26 号でございます。上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別記

のとおり提出する。

提案理由といたしまして、勤務実態に応じた支給制度とするため、地方公務員法第24条第6項の規定により、この条例案を提出するものでございます。

次のページが条例の改正の内容でございます。上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える、ということで、第2条は、村の特殊勤務手当の種類を定めたものですが、そこに（3）第3号特別養護老人ホームに勤務する職員の特殊勤務手当という条項を加えるものでございます。

第4条の次に次の1条を加える。

特別養護老人ホームに勤務する職員の特殊勤務手当

第5条 特別養護老人ホームに勤務する職員の特殊勤務手当は、看護業務に従事する職員が正規の勤務時間以外の時間における入所者の急変等に対応するため、自宅に待機することを命ぜられたときに支給するというものでございます。

第2項につきましては、手当の額を定めたものでございますが、前項に規定する手当の額は、1回につき1,000円を支給する。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

いわゆる看護職における待機手当を新設したものでございます。

次、10ページでございます。

議案第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしましては、一般職の職員について同一職務に2つの給料表が適用されており、職員間の格差是正を図るため、この条例案を提出するものでございます。

次のページが改正の内容でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削るということでございますが、この第3条中には、村の現業職を除く職員の給料表の種類3つを定めております。第1号が行政職給料表、第2号が医療職給料表1、これは医師、歯科医師に適用する給料表でございます。第3号が医療職給料表2、これが保健師、看護師、准看護師に適用する給料表でございます。このうち医療職給料表2をなくするものでございます。その下が別表3を削り、別表第4を別表第3とする。別表第5を削る、ということで、これは第3号を削ったことによる条文の整理でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

医療職 2 表につきましては、平成 23 年 4 月採用された職員から、新たに適用した給料表でございます。ただそれ以前に採用されておりました保健師、看護師につきましては、第 1 号の行政職の給料表の適用ということで、非常に人事上の不都合がございました。こうしたこともありまして医療職給料表 2 を行政職に統合したものでございます。

次が 12 ページでございます。

議案第 28 号 上小阿仁村有償運送等運行条例の一部を改正する条例について。

上小阿仁村有償運送等運行条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、朝、夕の定期運行がデマンド方式への移行に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページが改正の内容でございます。上小阿仁村有償運送等運行条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「村長は、」の次に「予約がない場合及び」を加える。ということございまして、この改正によりまして、第 3 条の全文については、前 2 項の規定にかかわらず村長は、予約がない場合及び天災その地やもを得ない事由により運行に支障があると認められるときは、運行を中止することができるという条文となります。

これは行政報告しておりますように、こゝに号につきまして、これまで朝、夕の定期便につきまして、乗客がいない場合でも運行しておりました。これを事前予約がない場合は運休するというにいたしました。その実施に必要な条例の改正でございます。

次のページ、議案第 29 号 上小阿仁村姉妹都市交流基金条例の制定について。

上小阿仁村姉妹都市交流基金条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、青少年の創造性豊かな人材育成を図るため、姉妹都市交流事業費に充てることを目的として、この条例案を提出するものでございます。

元村長の故北林孝市氏の生前の意志といたしまして、国際交流、姉妹都市との国際交流を目的とした 1,000 万円の寄附を受けております。この寄附で継続的な姉妹都市との交流を図るという趣旨で基金を造成する条例の制定でございます。

ます。

次のページが条例案でございます。

第1条 設置 姉妹都市との交流を通して、上小阿仁村の将来を担う若い世代、青年男女の創造性豊かな人材を育成するため、上小阿仁村姉妹都市交流基金を設置する。

第2条 積立金 基金として積み立てる額は、寄附金及び歳入歳出予算で定める額とする。

第3条につきましては、基金の确实有利な保管を定めた条項でございます。

第4条 運用益金の処理 基金の運用から生じる益金は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。第2項 前項の益金は、予算の定めるところにより、青少年が台湾の姉妹都市との交流に関する事業の経費に充てるものとする。

第5条につきましては、基金の処分。第6条については、基金の繰替運用について定められております。

第7条 委任 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第25号から議案第29号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（武石善治） 皆さんにお諮りいたします。まもなく5時ですが、時間延長したいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

日程第34 議案第30号から日程第38 議案第34号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第34 議案第30号 上小阿仁村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件から、日程第38 議案第34号 上小阿仁村高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例についての件まで、5件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） それでは16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 上小阿仁村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。上小阿仁村新型インフルエンザ等対策本部条例を別記のとおり提出する。

提案理由であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法。平成 24 年法律第 31 号の制定により、国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、市町村は直ちに市町村対策本部を設置することとされ、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページから条例文であります。

目的 第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法、以下「法」という、第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、上小阿仁村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする、ということになっております。

第 4 条まで組織、会議、部を設けることとすることで条例を制定するということになっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。18 ページ。

議案第 31 号 上小阿仁村一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の制定について。

上小阿仁村一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例を別記のとおり提出する。

提案理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の施行に伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

これにつきましては、今、読み上げたとおり、地域主権改革一括法に伴いまして条例の制定が必要になりました。これまでは、技術管理者は関係省令で定める資格を有する者となっておりますけれども、市町村の条例で定める資格を有する者というふうに、法律が改正になったことに伴いまして、村で条例を制定し、資格を確保するものであります。実質的には村にはこういう施設が休業中となっておりますので、実質的には問題ないわけですが、県の指導もありまして、休業中であっても条例を制定しなさいということで、条例案を提案させていただいております。

次の 20 ページになります。

議案第 32 号 上小阿仁村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。上小阿仁村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

これは先ほど説明したとおり、地域主権改革一括法に伴いまして、これまで国の省令で定めることとされていたものを、市町村の条例で定めることになりました。実質的には、県と相談をしながら対応するというようになります。条文については 21 ページから 116 ページまでとなっております。

村に關係する部分としましては、29 人以下の施設と、それから認知症の施設について關係する部分について等を書いております。

続きまして 117 ページになります。

議案第 33 号 上小阿仁村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の制定についてであります。

上小阿仁村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるの改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

これにつきましては、先ほど説明をさせていただかました介護サービスと同等で、予防の部分について条例を制定するものであります。

続きまして 160 ページをお願いします。

議案第 34 号 上小阿仁村高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例について。

上小阿仁村高齢者生活福祉センター設置条例（平成 4 年上小阿仁村条例第 22 号）の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由であります。高齢者生活福祉センターの利用実態に合わせ、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

改正につきましては、実態に合わせて明文化をさせていただいたということであり、内容については、現在、運用しております部分と何ら変わることはありません。

以上であります。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑ないようございますので、質疑を終結いたします。

議案第 30 号から議案第 34 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 39 議案第 35 号から日程第 44 議案第 40 号上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 39 議案第 35 号 上小阿仁村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての件から、日程第 44 議案第 40 号 上小阿仁村下水道条例の一部を改正する条例についての件まで、6 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 162 ページでございます。

議案第 35 号 上小阿仁村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてであります。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法の一部が改正され、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものであります。

水道管の布設等のとき監督者を置くこと、それから水道事業について、水道技術管理者を置くことの規定でございます。

平成 25 年 4 月 1 日からの施行とするものでございます。

次に 166 ページでございます。

議案第 36 号 上小阿仁村村道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてであります。

提案理由として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部が改正され、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

村道の道路をつくるときの構造の技術的基準等について規定されております。25 年 4 月 1 日からの施行としております。

180 ページをご覧ください。

議案第 37 号 上小阿仁村営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてであります。

提案理由として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正され、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

公営住宅法に基づいて住宅を建てるとき等の規定について書かれてございます。

平成 25 年 4 月 1 日からの施行としております。

次に 185 ページをご覧ください。

議案第 38 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、羽立地区と堂川・大阿瀬地区の統合簡易水道整備事業による給水区域の変更に伴い、この条例案を提出するものでございます。

次のページでございます。簡易水道事業給水条例の第 3 条第 1 項第 3 号を改めるものでございます。これは給水区域の項目でございます。3 号の羽立、下仏社、長信田とあったものに、新たに堂川、大阿瀬地区を加えたものでございます。

次の第 3 条第 1 項第 8 号、削除とありますが、これは堂川、大阿瀬地区を削除するものでございます。

平成 25 年 4 月 1 日からの施行としております。

187 ページでございます。

議案第 39 号 上小阿仁村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正され、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

第 5 条第 1 項等を改めるものでございますが、身障者等の法律の関係で規定を制定するものでございます。

平成 25 年 4 月 1 日からの施行としてございます。

次に 191 ページをご覧ください。

議案第 40 号 上小阿仁村下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、下水道法の一部が改正され、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

第 1 条は、排水管の規定。それから次のページの第 25 条以降は、終末処理場の維持管理についての規定をうたっております。

平成 25 年 4 月 1 日からの施行としてございます。

以上です。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第35号から議案第40号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第45 議案第41号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第45 議案第41号 上小阿仁村共用林野の運営に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（中嶋辰雄） 195ページでございます。

議案第41号 上小阿仁村共用林野の運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由といたしまして、普通共用林野の契約期間の満了に伴う継続設定にあたり、契約面積の異動による別記区域図の変更手続きの簡略化を図るため、この条例案を提出するものでございます。

次のページに改正の内容が書かれております。上小阿仁村共用林野の運営に関する条例の一部を、次のように改正する。

第2条第1項第3号「区域（別記区域図）」を削るものでございます。

今現在、国有林の管理経営に関する法律に基づきまして、米代東部森林管理署上小阿仁支署長と上小阿仁村長の間で締結しています普通共用林野設定契約書により、村民であれば共用林野、国有林のことですが、ここで林産物を取得することができるという契約ですが、5年ごとの契約になってございます。その契約更新時に若干の面積が変るのですが、その増減のとき、面積も、図面も添付してございます。しかしながら、契約書には林班ごとの所在地も明示されておりますので、上小阿仁支署と協議の結果、この区域図は削除するというところでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第41号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第46 議案第42号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第46 議案第42号 秋田県後期高齢者医療広域連

合規約の一部変更の訂正についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 197 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 42 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正について。

平成 24 年第 2 回上小阿仁村議会において、議案第 15 号として議決した秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を、次のとおり訂正することについて、議会の議決を求めるものであります。

提案理由 秋田県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更について、訂正協議を求められているので、この議案を提出するものであります。

次のページをお開きください。秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の規約。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年秋田県指令市町村第 1990 号)の一部を変更する規約を次のように変更する。

附則第 1 項中「の許可のあった日」を「に届出をした日」に改める、ということでもありますけれども、内容につきましては、広域連合規約の変更について経費の支弁のみで変更規約があったことから、本来であれば地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定に基づきまして、知事に届出をすべきところであったわけですけれども、そこのところを誤って第 1 項の方の規定で、知事に対して許可申請を出してしまったということがありまして、そこの部分の、いわゆる許可のあった日を届出をした日ということに改めるものであります。

以上であります。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 42 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 47 陳情 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 47 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（武石善治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

17時15分 散会